

長野地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 行政の不法行為など追究の要請請求事件

国側当事者・国

平成23年2月4日却下・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	大河原 照男
同	渡辺 郁裕
同	北澤 直矢
同	小池 裕
同	三浦 三津留
同	山崎 康裕
同	櫻井 保晴

主 文

- 1 原告の請求をいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、松本税務署が原告に対して平成21年度所得税確定申告に係る還付金を例年どおり振り込まなかった理由を説明しなかったこと、松本市の原告に対する厚生年金の支払が3か月遅延したこと及びその理由を松本市が原告に説明しなかったこと並びに松本市が原告の税金滞納について原告に支給される厚生年金を差し押さえたことに関して「配当」の意味を説明しなかったことについて調査し、その結果を公表せよ。

第2 事案の概要

本件における原告の請求は判然としないが、訴状及び平成22年8月10日付「補正命令に対する回答をいたします。」で始まる書面の内容を総合するに、原告が松本税務署に対して行った平成21年度の所得税確定申告に関し、例年であれば上記申告後に還付金の額に相当する金額が原告に振り込まれるはずであるのに、振り込まれなかったため、松本税務署に対してその理由を説明するよう求めたが説明が行われず、また、松本市は、原告に所得税の滞納分があるとして本来差し押さえることができない原告の厚生年金を差し押さえ、原告に対する厚生年金の支給が本来の受取日から3か月遅延したが、その理由が不明であり、松本市からの説明がなく、さらに、上記差し押えに関して、松本市より「配当計算書」との書類が郵送されてきたが、そこに記載された「配当順位1、配当金額9万2000円」との金額が原告の差し押えを受けた平成22年8月分の厚生年金の金額と一致するところ、松本市から上記「配当」の意味が説明されず、これらの松本税務署、松本市の行

為が倫理に反する行為であるとして、被告に対し、行政事件訴訟法3条6項1号に基づき、上記の説明が行われないこと及び上記に関する事情について調査し、その調査結果の公表を行うことを求めるものと解される。

第3 当裁判所の判断

1 行政事件訴訟法3条6項1号に規定するいわゆる非申請型義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）をすべきであるのに当該処分を行わない場合に当該行政庁に対して当該処分をすべき旨を求めるものであるから、その前提として行政庁の一定の処分を求める請求である必要があり、処分を求めるものではない場合には、当該訴えは不適法となる。

そこで、本件において原告が求める内容が処分に該当するか検討するに、本件で原告が求める「調査」及び「公表」は、要するに原告に生じた事情及び上記事情について原告に対して説明が行われない理由を「調査」し、その結果を「公表」というものであるから、これらの「調査」及び「公表」が原告の権利ないし法律上の地位に直接影響を及ぼすものであるということとはできず、処分に該当しないことは明らかである。

2 したがって、原告の請求は、いずれも処分に該当しないものを被告に求めるものであって、不適法たるを免れないから、主文のとおり判決する。

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山本 剛史

裁判官 蛭川 明彦

裁判官 大野 元春

更正決定

原告 甲
被告 国

前記当事者間の平成●●年（〇〇）第●●号行政の不法行為など追求の要請請求事件について、平成23年2月4日当裁判所がした判決に明白な誤りがあるので、職権により、次のとおり決定する。

主 文

前記判決の被告指定代理人に

「同指定代理人 三浦三津留」とあるのを

「同指定代理人 三浦美津留」と

更正する。

平成23年2月14日

長野地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山本 剛史

裁判官 蛭川 明彦

裁判官 大野 元春